資料2

令和6年度～令和7年度
グリーンインフラ懇談会の開催について

国土交通省　総合政策局　環境政策課

グリーンインフラの10年間を振り返って（国土交通省関連の動き）

国土交通省

2015年	・「第三次国土形成計画」閣議決定 ・「第4次社会資本整備重点計画」閣議決定
2016年	
2017年	
2018年	
2019年	・「グリーンインフラ推進戦略」（国交省）公表
2020年	・「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」設立 ・「グリーンインフラ大賞」の開始
2021年	・「流域治水関連法」の成立
2022年	・生物多様性条約第15回締結国会議【COP15】：「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択等 ・「SDGsアクションプラン2020」（内閣SDGs推進本部）の策定
2023年	・「生物多様性国家戦略2023-2030」（閣議決定）の策定 ・「グリーンインフラ推進戦略2023』（全面改訂）の策定 ・「TNFD」（自然関連財務情報開示タスクフォース）最終提言の公表 ・「グリーンインフラ実践ガイド」（国交省）の発行 ・「グリーンインフラ産業展」の開始
2024年	・「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」策定(環境省・農水省・経産省・国交省) ・「都市緑地法の一部を改正する法律」成立 ✓ 法に基づく「緑の基本方針」（国交省）の策定 ✓ 「優良緑地確保計画認定制度 TSUNAG」の運用開始 ・「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方提言」（生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会）の公表 ・「緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）」（国交省）の発行 ・「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」（経済価値研究会）の発行

「グリーンインフラ」が政府の計画に初めて盛り込まれる

「グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」と定義し、特徴や意義を整理

附帯決議に、流域治水の取組においては「グリーンインフラの考えを推進する。」旨が盛り込まれる

本格的な社会実装フェーズへの移行を打ち出すとともに、取組にあたっての視点や国交省の取組を総合的・体系的に整理

国交省として、初めて、グリーンインフラに関連する認定制度を創設

グリーンインフラを取り巻く国際動向

国土交通省

○　国連サミットでのSDGs採択、昆明・モントリオール生物多様性枠組、米国政府によるNbSロードマップの公表、英国政府による生物多様性ネットゲイン等、国際的にNbS（Nature based Solutions：自然を基盤とした解決策）・グリーンインフラに関連する取組が進みつつある。
（G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合（2023年）、G20インド 環境・気候持続可能性大臣会合（2023年）においても、NbSの重要性が強調されている。）

国際的な動き

2015

国連サミット　SDGs採択 2015
・持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

気候変動枠組条約COP21　パリ協定 2015
・産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑える

2021

NbSに関するIUCN世界標準 2020
・NbSの解釈に関する共通理解の基礎となる８つの基準を公表。

1）NbSは効果的に社会課題に取り組む	2）NbSのデザインは規模によって方向付けられる	3）NbS、生物多様性、および、生態系の健全性に純便益をもたらす	4）NbSは経済的に実行可能である
5）NbSは、包括的で、透明性が高く、力を与えていくガバナンスプロセスに基づいている	6）NbSは、主目的の達成と複数便益の継続的な提供の間のトレードオフを公平に比較考量する	7）NbSはエビデンスに基づき、順応的に管理される	8）NbSは、持続可能で、適切な法域の文脈の中で主流化される

2022

自然資金の現状に関する報告書 2021
（UNEP, WEF 他）
・NbS（自然を活用した解決策）への投資を、2050年までに現在の水準（約1330億ドル＝約20兆円）の4倍にすることを求める。

2023

生物多様性条約COP15 昆明・モントリオール生物多様性枠組 2022
・「30by30」(2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標)などが掲げられる。

TNFD最終提言 2023
・TCFDと整合した4つの柱について、14の項目での開示を推奨

2024

各国の取組

＜EU＞ 民間資金の供給を促す環境整備
2007,2018～

欧州委員会と欧州投資銀行(EIB)が、自然資本融資制度(NCFF)を展開。EIBは、Green Bondや、EUによるアクションプランも踏まえたSustainability Awareness Bond (SAB)も発行。

＜米国＞ NbSロードマップの公表 2022
ホワイトハウスがNbSの活用に向けたロードマップを策定しており、政府主導によるNbSの推進に取り組む姿勢を示している。

＜英国＞ 生物多様性ネットゲインの義務化 2024
生物多様性を開発前より10%以上増加させるよう開発事業者に義務付ける生物多様性ネットゲイン（BNG）を国レベルで初めて法制化し、施行開始。

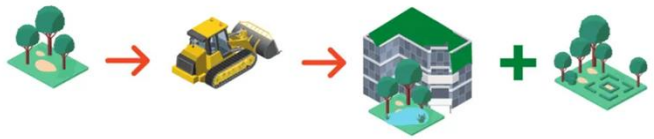

IUCN　：　国連自然保護連合。スイスに本部を置き、国家会員、政府会員、NGO、先住民地域共同体で構成され、科学に基づく指針等を作成。
UNEP　：　国連環境計画。ケニアに本部を置き、国連加盟国を会員とし、環境の保護と改善を目的とした国連機関。
WEF　：　世界経済フォーラム。スイスに本部を置き、世界約1,000の企業や団体で構成される非営利団体。
TNFD　：　自然関連財務情報開示タスクフォース。自然資本等に関する企業のリスク管理と開示枠組みを構築するために設立された

（参考）
G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合　コミュニケ（2023年4月15日～16日）
「（略）気候、生物多様性及び人間の幸福などの複数の恩恵をもたらす、都市部におけるものも含めたNbSの重要性を強調する。」
G20インド 環境・気候持続可能性大臣会合　成果文書・議長総括（2023年7月28日）
「我々は、（略）自然を活用した解決策（NbS）、生態系を活用したアプローチ（EbA）及び緩和及び適応対策のためのその他の管理・保全アプローチを実施するように努める。」

【参考】 SDGsウェディングケーキモデルの考え方

国土交通省

○ 人間の社会・経済活動は自然資本（環境）を基盤として成り立っていることが、SDGsウェディングケーキモデルでも提唱されている。
○ 自然の過度な損失が進めば、人間の社会経済活動の基盤を失うおそれがあり、「人間と自然の共生」が世界的にも重要であるという認識が定着しつつある。

＜SDGsウェディングケーキモデル＞

経済
社会
環境

※ 環境省「第六次環境基本計画」から引用

グリーンインフラを取り巻く国内動向

国土交通省

○　政府全体としては、2020年の「SDGsアクションプラン」の策定（SDGs推進本部）、2024年の「環境基本計画」の改定（閣議決定）、2023年の「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定などが行われ、施策として、「グリーンインフラ」の活用が盛り込まれている。
○　国土交通省においては、2023年に「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定したほか、2024年には都市緑地法改正に基づき、「緑の基本方針」の策定、優良緑地確保計画認定制度の創設等を行っている。

政府全体の動き

2020

政府

SDGsアクションプラン 2020

政府が行う具体的な施策やその予算額を整理し、各事業の実施によるSDGsへの貢献を「見える化」することを目的として策定。

2021

政府

気候変動適応計画 2021

気候変動適応に関する施策の基本的方向性を示し、分野別施策の整理・各施策のKPI設定を行った。

適応策の例
- 農林水産業
- 自然災害
- ・・・
- 国民生活・都市生活
  施設やシステムの強靭化、グリーンインフラの活用等

2023

政府

生物多様性国家戦略2023-2030 2023

2030年目標として、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げる。

環境・経済・農・国

ネイチャーポジティブ経済移行戦略 2024

ネイチャーポジティブ経済への移行により生まれるビジネス機会の規模は、2030年時点で約47兆円と推計。

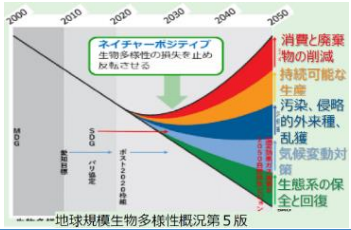

2024

政府

第六次 環境基本計画 2024

「ウェルビーイング／高い生活の質」が最上位目標に掲げられる。

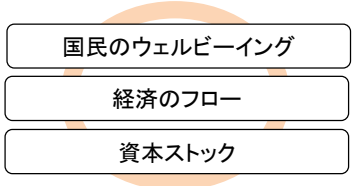

国交省関連の取組

法律

流域治水関連法 2021

流域における雨水貯留対策の強化に向け、以下事項が定められた。
◆ 流域における雨水貯留対策の強化
　都市部の緑地を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用

国交省

グリーンインフラ推進戦略2023 2023

グリーンインフラの取組にあたっての重要な視点を示すとともに、国交省の取組を総合的・体系的に整理。

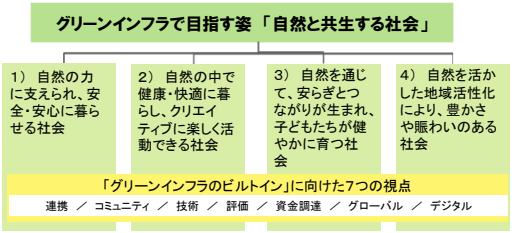

法律

都市緑地法改正 2024

・国による緑の基本方針の策定。
・国土交通大臣による認定制度を創設。緑地の持つ機能等を多面的・定量的に評価する。

提言

生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方提言 2024

河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけることなどが提言としても盛り込まれる。

【参考】 GREEN×EXPO 2027

- 国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的に各国で開催。
- 2027年国際園芸博覧会は、最上位の国際園芸博覧会（A1）として開催するものであり、AIPH（国際園芸家協会）の承認と、BIE（博覧会国際事務局）の認定が必要（我が国では1990年の「大阪花の万博」に次いで2回目の開催）。
- AIPHの承認は2019年度に、BIEの認定は2022年11月に取得。

開催概要

位　置　付　け：最上位の国際園芸博覧会（A1）
国際博覧会条約に基づく認定博覧会

開　催　場　所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
（横浜市旭区・瀬谷区）

開　催　期　間：2027年3月19日～9月26日(6か月間)

参　加　者　数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態含む）
（有料来場者数：1,000万人以上）
※大阪花の万博では約2,300万人が来場

会 場 建 設 費：320億円

会 場 運 営 費：360億円

テ　ー　マ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～

開　催　者：（公社）２０２７年国際園芸博覧会協会

相鉄線「瀬谷駅」から北に2ｋｍ

国際園芸博覧会の位置付け

国際博覧会
BIE「博覧会国際事務局」
登録・認定
BIE：Bureau International des Expositions

【BIE】
- 「国際博覧会に関する条約」に基づき加盟国の拠出金によって運営されている組織
- 184ヵ国で構成
- 本部はフランス・パリ

登録博（旧一般博）
- 1970 日本万国博覧会「大阪万博」
- 2005 日本国際博覧会「愛知万博」
- 2025 日本国際博覧会「大阪・関西万博」

認定博（旧特別博）
- 1975 沖縄国際海洋博覧会「沖縄海洋博」
- 1985 国際科学技術博覧会「つくば科学万博」
- 1990 国際花と緑の博覧会「大阪花の万博」
- 2027年国際園芸博覧会

国際園芸博覧会
AIPH「国際園芸家協会」
承認
※AIPH：Association Internationale des Producteurs de l'Horticulture

【AIPH】
- 国際的レベルで園芸生産者の利益を図り、園芸技術の向上を図るために設立された非営利団体
- 世界各国84の園芸・造園団体等により構成（日本では（一社）日本造園建設業協会が会員）
- 事務局は英・オックスフォードシャー

種別	A1	B, C, D
開催期間	３～６ヵ月間	小規模化
最低面積	５０ha	
BIE認定	必要	不要

グリーンインフラ推進戦略2023（令和5年9月）

国土交通省

○　本格的な実装フェーズへ移行するとともに、ネイチャーポジティブやカーボンニュートラル・GX等の世界的潮流等を踏まえ、前戦略（R元年7月）を全面改訂し、新たな「グリーンインフラ推進戦略2023」を策定。
○　本戦略では、新たにグリーンインフラの目指す姿や取組に当たっての視点を示すとともに、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面でグリーンインフラを普及・ビルトインすることを目指し、国土交通省の取組を総合的・体系的に位置づけ。

世界的な潮流

○　ネイチャーポジティブ
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組（R4.12）
- 生物多様性国家戦略（R5.3閣議決定）

○　カーボンニュートラル
- カーボンニュートラル宣言（R2.10）
- GX推進法の成立（R5.5）

グリーンインフラへの期待

○　社会資本整備・まちづくり等の課題解決
- 災害の激甚化・頻発化
- インフラの老朽化
- 魅力とゆとりある都市・生活空間へのニーズ
- 人口減少社会での土地利用の変化

○　新たな社会像の実現
- SDGs
- Well-being
- ワンヘルス
- こどもまんなか社会
- 地方創生

（デジタル田園都市国家構想）

○　日本の歴史・文化との親和性を踏まえた活用

グリーンインフラで目指す姿　「自然と共生する社会」

グリーンインフラの意義：①ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラル等への貢献　②社会資本整備やまちづくりの質向上、機能強化　③SDGs、地方創生への貢献

1）自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会（安全・安心）

- 自然環境が有する機能を活用した流域治水の推進
- 都市緑化や都市公園整備等による吸収源対策
- 雨庭、雨水貯留・浸透施設の整備
- 建築物における木材利用推進　等

としまみどりの防災公園（IKE・SUNPARK）（東京都豊島区）

鶴見川多目的遊水地（神奈川県横浜市）

2）自然の中で健康・快適に暮らし、クリエイティブに楽しく活動できる社会（まち）

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり
- 自然豊かな都市空間づくりや環境性能に配慮した不動産投資市場の形成
- 住宅・建築物、道路空間、低未利用地等の緑化推進　等

多くの人で賑わう二子玉川ライズ（東京都世田谷区）

大手町の森（東京都千代田区）

3）自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子どもたちが健やかに育つ社会（ひと）

- 環境教育の推進
- 自然豊かな遊び場の確保
- かわまちづくり、多自然川づくり
- ブルーインフラ拡大プロジェクト
- グリーンインフラコミュニティの醸成

等

堀川の生物観察会に参加する小学生（愛知県名古屋市）

地域住民による緑地の維持管理（新潟県見附市）

4）自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいのある社会（しごと）

- 景観・歴史まちづくりの推進
- 自然・文化等の観光資源の保全、地域社会・経済に好循環をもたらす持続可能な観光の推進
- カーボン・クレジットの活用

等

キリンビール横浜工場（神奈川県横浜市）

ブルーカーボン生態系によるカーボン・クレジット制度（山口県周南市）

「グリーンインフラのビルトイン」に向けた7つの視点

連携　コミュニティ　技術　評価　資金調達　グローバル　デジタル

産学官金の多様な主体の取組の促進
（グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組の深化等）

実用的な評価・認証手法の構築
（都市緑地等のグリーンインフラに係る評価制度の構築、TNFD※との連携等）

新技術の開発・活用の促進
（新技術開発、自然資本のデジタル基盤情報の開発等、各技術指針への位置づけ等）

支援の充実
（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）

「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」や経済団体と連携した国民運動の展開

中期的ロードマップの策定／毎年のフォローアップ

※TNFD=(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures) 自然関連財務情報開示タスクフォース

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（GIPF）

国土交通省

○ 国土交通省において、産学官の多様な主体が参画し、グリーンインフラに関する様々なノウハウ・技術等を持ち寄る場として、「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」を令和2年3月に設立。
○ 「企画・広報部会」、「技術部会」、「金融部会」を設置し、グリーンインフラの社会的な普及、活用技術やその効果評価等に関する調査・研究、資金調達手法等の検討を進め、グリーンインフラの社会実装を推進。
○ 直近（R7.1）の会員数は2036会員と、着実に伸びているが、一方で、自治体の会員数は、全自治体の約7.5%

グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（R2.3設立）

会員

都道府県 市区町村 | 関係府省庁 | 民間企業 学術団体等 | 個人

運営体制

会　　長：西澤敬二（経団連自然保護協議会 会長）

会長代理：涌井史郎（東京都市大学 環境学部 特別教授）

運営委員長：石田東生（筑波大学 名誉教授）

活動内容

企画・広報部会

グリーンインフラの社会的な普及

- 会員同士のパートナーシップ構築拡大
- グリーンインフラ大賞
- 会員参加型の広報の検討　等

技術部会

グリーンインフラ技術の調査・研究

- グリーンインフラ効果の見える化を図る評価手法の体系的な整理
- グリーンインフラ技術の効果的活用方策に関する検討　等

金融部会

グリーンインフラの資金調達の検討

- 多様な資金調達のあり方を検討するための地域モデル実証の実施
- 金融視点からのグリーンインフラの評価指標の検討　等

自治体会員は、全国の1,771自治体のうち、約7.5%の133会員に留まっている。

■ 会員数の推移

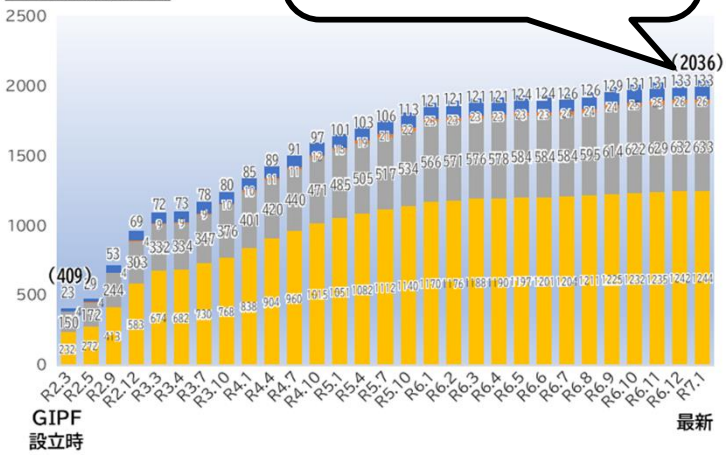

※会員申込みはこちらから
グリーンインフラ官民連携プラットフォームWEBサイト
https://gi-platform.com/

グリーンインフラ官民連携プラットフォームの取組

国土交通省

○　様々な主体による取組促進に向け、多様なテーマのセミナーを定期的に開催。
○　全国的な事例の蓄積を「グリーンインフラ事例集」としてまとめるとともに、「グリーンインフラとグリーンインフラへのファイナンス」(2022年)、「グリーンインフラ評価の考え方とその評価例」(2023年)など、幅広くグリーンインフラ関連情報を収集・整理した資料を作成・公表しており、様々な場面での活用が期待される。

<セミナーの開催>

- 会員からのニーズが高い「オンラインセミナー」を、定期的に開催。

開催日	令和6年度　主な開催内容	部会
7/26	海外事例にみるグリーンインフラ技術等の本質　（139名）	企画
7/30	道路空間におけるグリーンインフラ（158名）	技術
8/8	地方公共団体による先駆的取組（116名）	企画
11/29	『グリーンインフラの事業・投資のすゝめ』の紹介（85名）	金融
12/2	各省庁の環境施策（254名）	技術

企画・広報部会

「グリーンインフラ事例集」

- グリーンインフラ大賞受賞事例など、優れたグリーンインフラへの取組事例について掲載し、多様な主体に対してグリーンインフラへの理解を促すとともに、具体の取組みイメージを形成することを目的として作成。

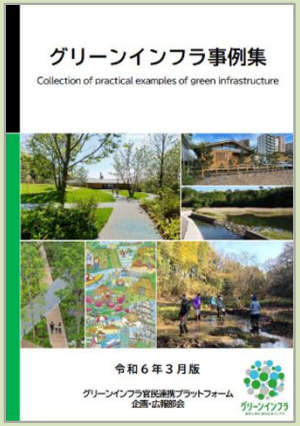

技術部会

「グリーンインフラ機能の考え方とその評価例」

- 導入前の計画検討段階～導入後の評価段階において、活用されることが期待される。

金融部会

「グリーンインフラとグリーンインフラへのファイナンス」

- グリーンインフラの実装主体と資金提供者（投資家等）をつなぐことなどを目的とし、金融手法及び活用事例を収集。

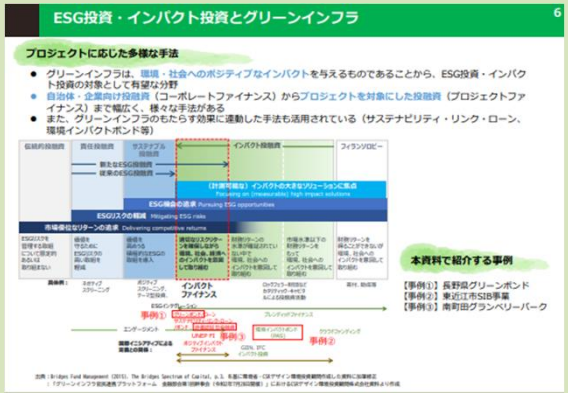

グリーンインフラの認知度等

国土交通省

○ グリーンインフラの認知度は、土木分野を対象にしたアンケート調査では、「意味を知っている」、「聞いたことがある」で約9割を占めており、認知度の高さが伺える。
○ また、蓄積してきた事例を活用して、経済効果など様々な分析が見られるようになってきている。

グリーンインフラの認知度

＜日経クロステックによる調査（土木分野）＞

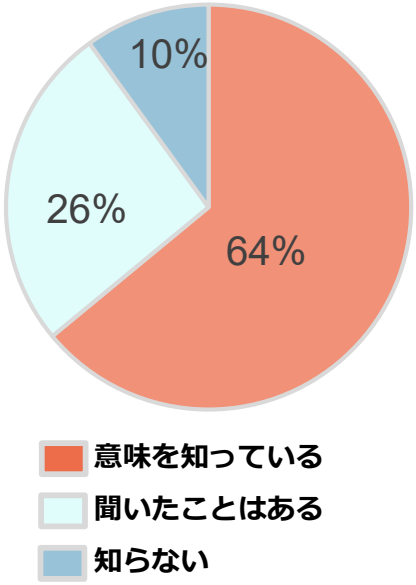

出典）日経クロステック
※調査総数は287件で、回答率は97.9%。
※回答者の勤務別の割合は、建設会社30.6、建設コンサルタント会社39.9%、発注機関13.9%、その他15.7%。

効果分析の進展

- これまで蓄積してきたグリーンインフラの事例を分析するなかで、地価の上昇等に寄与する経済効果や、生活の質の向上等に寄与する社会効果が確認されてきていることが明らかとなった。
（「グリーンインフラの事業・投資のすゝめ」より）

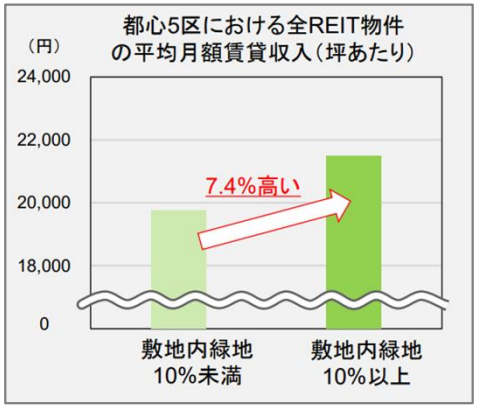

（上図）敷地内グリーンインフラと不動産価値の関係性を重回帰分析

（左図）来街者数の増加、地価の上昇等の経済効果や、地域の安全・安心といった社会的効果等の多様な効果を確認

グリーンインフラの取組主体からの声

国土交通省

○ グリーンインフラ官民連携プラットフォーム会員対象アンケート（自治体向け）によると、課題として「認知が進んでいない」「良さを関係者にうまく説明できない」「技術が未確立で期待される効果に不確実性がある」といった声が聞こえている。
○ また、企業等からは、「投資家や発注者から、価値を理解され、評価される環境づくりが必要」「経済的なインセンティブが必要」といった声が聞こえている。

自治体からの声

- 自治体における課題として、認知度や内部での連携体制の構築、予算面等、さまざまな課題が見えている。

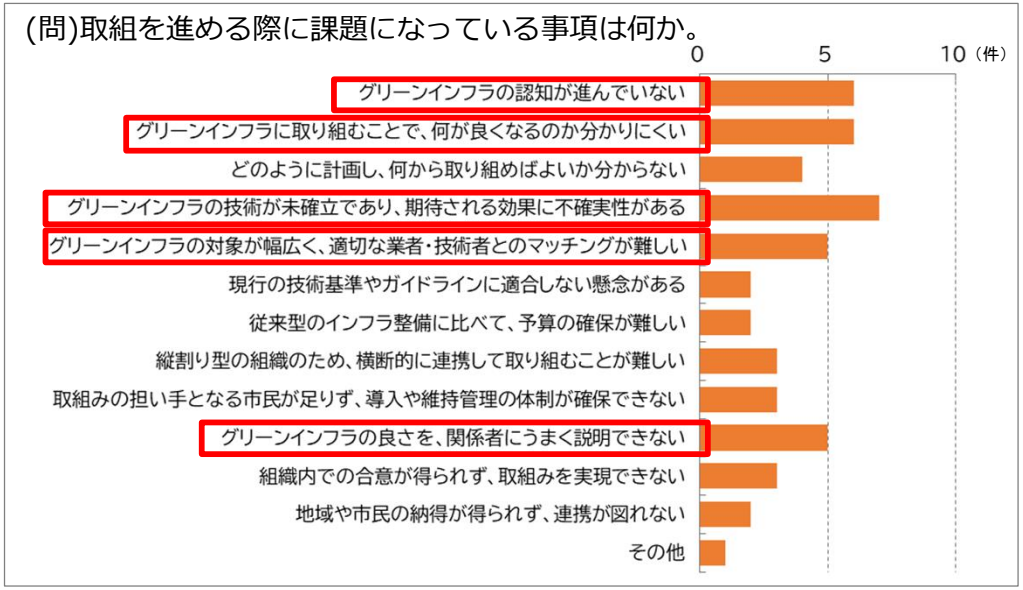

出典）環境政策課調べ(R5)「グリーンインフラ事業に関する取組状況調査」

＜市民アンケート／世田谷区＞

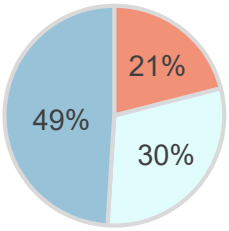

- 市民におけるグリーンインフラの言葉や意味の認知度は低い状況。

意味を知っている
聞いたことはある
知らない

出典）世田谷区(R5)「第3回区政モニターアンケート結果」

民間企業等からの声

- 民間企業等からは、投資家や発注者から、より評価される環境づくりが必要、という声が聞こえている。

ゼネコンである自社はグリーンインフラや都市緑化などの技術を保有しているものの、発注されないと実現できない。発注者サイドに価値を理解してもらう環境づくりが必要。

グリーンインフラの取組に対して、
固定資産税減税等、経済的なインセンティブを求めたい。

日本の認証制度が、
国際的な動きやTCFD・TNFD情報開示の基準との連動、さらに国際発信力の強化を通して、
グローバル投資家に評価されるものになると良い。

出典）「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針」の策定に関する意見交換会（経団連自然保護協議会主催）における会員企業からの意見抜粋

令和6年度～令和7年度　グリーンインフラ懇談会　開催趣旨

国土交通省

○　国内外の社会経済情勢の動きや、グリーンインフラの取組を進めていく中で見えてきた課題等を踏まえ、グリーンインフラを量的に拡大させて普遍化していくことを目指すとともに、その先の国際展開を見据え、グリーンインフラの今後の展開について幅広く議論、検討を行う。

＜開催趣旨＞

国内外の動向	課題
・NbSへの注目の高まり ・情報開示を通じて、市場取引や投資に係る動きが加速	・市民等への認知度が低い状況 ・グリーンインフラの取組が評価される環境づくり

開催コンセプト

グリーンインフラを量的に拡大させて普遍化していくことを目指すとともに、その先の国際展開を見据え、グリーンインフラの今後の展開について、幅広く、議論、検討を行う。

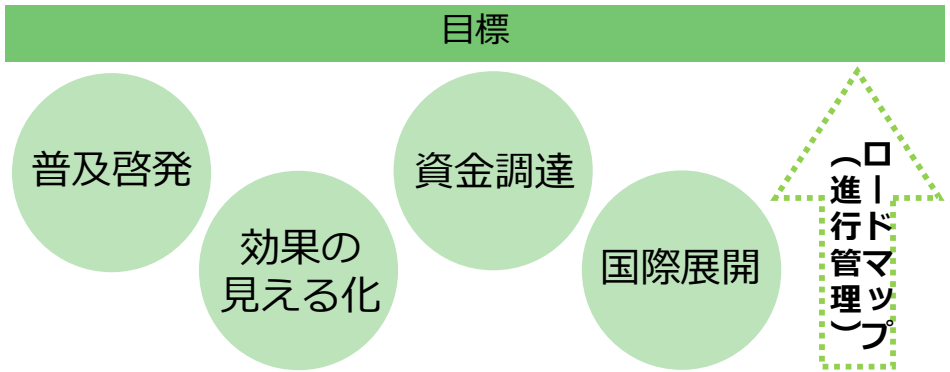

＜委員＞

	朝日　ちさと	東京都立大学都市環境学部教授
◎	石田　東生	筑波大学名誉教授
	相場　崇	横浜市環境創造局政策調整部長
	木下　剛	千葉大学大学院園芸学研究院教授
	中村　太士	北海道大学大学院農学研究院名誉教授
	馬奈木　俊介	九州大学大学院工学研究院教授
	涌井　史郎	東京都市大学環境学部特別教授

（敬称略・五十音順、◎：座長）

＜令和6-7年度　スケジュール＞

○　**第１回 グリーンンインフラ懇談会（令和7年2月4日）**
・最近の動向、各分野取組状況、論点整理

○　**第２回 グリーンンインフラ懇談会（令和7年3月11日）**
・第１回を踏まえた整理、目標　等

○　**第３回 グリーンンインフラ懇談会（令和7年3月28日）**
・中間的とりまとめ（環境行動計画改定に向けて）

○　環境行動計画改定（令和7年春頃）※エッセンスを盛り込み

○　とりまとめ（令和7年夏頃）

主にご議論いただきたいこと

国土交通省

【目標について】

- 官民の幅広い関係者が共通の目標に向かって、束となって取組を進められるよう、共通的な目指す姿を示すべきではないか。

【量的な拡大に向けて（点から面へ） 普及啓発・効果の見える化・資金調達　等】

- グリーンインフラの概念やポイントを整理しつつ、国民の機運・理解の醸成を図るために、どのような取組が効果的か。

  （例えば） 経済界と一体となった国民運動、市民活動の後押し、表彰（グリーンインフラ大賞）の工夫・加速、分かりやすいメッセージの広報　等

- グリーンインフラに関する研究成果の収集や評価手法の確立を図り、グリーンインフラの効果を分かりやすく見える化していくことが必要ではないか。また、グリーンインフラが多様な効果を有することに鑑み、それらを総合化して分かりやすく示すことも重要ではないか。
- グリーンインフラが、民間企業の都市開発プロジェクトや自治体のまちづくり・社会資本整備プロジェクトに幅広く位置づけられるよう、グリーンインフラの導入に取り組もうとする者を更に後押しする支援策が必要ではないか。

  （例えば） ノウハウの普遍化・規格化、財政上・技術上の支援　等

- グリーンインフラの活用が継続的に行われるよう、その前提となる資金調達をどのように円滑化すべきか。

  （例えば） 企業版ふるさと納税、ファイナンスの活用　等

- グリーンインフラの拡大に向けて、多様な関係者を巻き込んで活動するNPO等の組織が有効に機能する一方、その担い手が不足していることを踏まえ、こうした主体を後押しすることが効果的ではないか。
- グリーンインフラの新たな可能性を広げるうえで、新技術やDXの活用が有効と考えられることから、これらを活用したグリーンインフラの拡大に向けた機運を高めていく必要があるのではないか。
- 量的拡大と並行して、より高い効果が得られるグリーンインフラのあり方についても、検討すべきではないか。

主にご議論いただきたいこと

国土交通省

【国際展開に向けて】

- 世界的に自然活用の動きが見られる中、日本企業が国際的に活動しやすくなるよう、我が国のグリーンインフラを世界のスタンダードに位置づけていくなど、国際展開を見据えた取組を進めていくべきではないか。そのために、どのような取組が必要と考えられるか。

【関連施策の進行管理について】

- 行政、事業者、投資家、市民等、様々な取組主体が共通の目標に向かっていくために、実施していくべき取組や、おおよその実現時期を示していくべきではないか。
- 必要な施策を適切なタイミングで展開していく観点から、アンケート等により理解度や浸透度合いを継続的に測定しながら、これを踏まえた施策の展開を図るべきではないか。